

都市計画事業の普及・啓発

部課長会議の開催

各自治体とのまちづくりに関する会議の開催に先立ち、岐阜県ならびに各市町の部課長とともに、まちづくりの現状と課題、それに対する協会のあり方について意見交換を行いました。

1.参加者

17名
岐阜県都市整備課
各市町部長、課長

2.会議内容

- ・平成27年度予算概要について
- ・まちづくり交付金について
- ・発注者支援について
- ・意見交換



岐阜県都市整備課
技術課長補佐兼係長
山田 保 様

担当者会議の開催

今後のまちづくりに関する岐阜県の方針を岐阜県都市整備課より提示いただき、市町の担当者が交流し情報や意見交換をすることで、県全体のまちづくり事業の活性化に寄与します。
市町の担当者や技術者が交流し情報や意見交換を行いました。

1.参加者

20市町 28名
岐阜県都市整備課
技術課長補佐兼係長 山田 保 様
係 長 坂口雅紀 様

2.会議内容

- ・街路事業について
- ・まちづくり交付金について
- ・地籍整備型土地区画整理事業について
- ・発注者支援について



岐阜県都市整備課
係長
坂口 雅紀 様

まちづくりアドバイザー制度

まちづくりアドバイザー 17名より、会員や県民からのまちづくり相談や、各種研修会・講習会・答申等にて助言をいただきました。

時 期	内 容
平成26年 4 月	講演会（協会職員研修） 講師：井上 勇治様 「災害を通じて」
平成27年 5 月	定例会
平成27年11月	まちづくりパトロール（関市平賀第一地区） アドバイザー：今峰 順市様、丸茂 勝様
平成27年12月	定例会

実施風景



まちづくりアドバイザー定例会



まちづくりアドバイザー



協会職員研修

まちづくりパトロールの内容

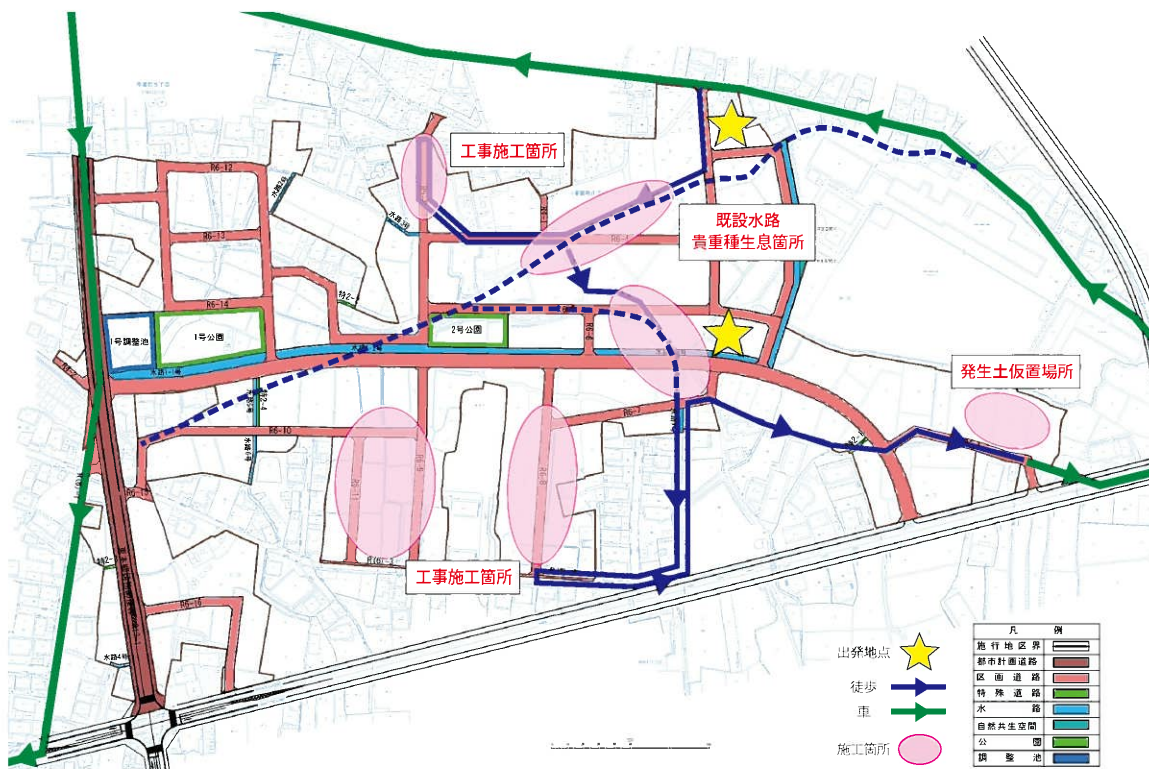
日時：平成27年11月18日（水）
 場所：関市平賀第一土地区画整理地内
 出席者：まちづくりアドバイザー
 今峰 順市様、丸茂 勝様



(現場パトロール状況) ー

パトロール箇所及び指導事項

検討内容	アドバイザー指導事項
貝の移植	貝の保護のため仮池の設置を行い、一度に移植を行う事で工事期間の短縮
施工箇所の施工性向上	施工箇所が水田であるため水抜き対策
発生土	公共事業等による発生土を有効利用するために、他機関への働きかけが必要
安全性	現在も仮囲いはされているが、小学校も近いため常に注意を促すことが必要



都市計画事業に関する調査・研究

まちづくり相談

一般市民からのまちづくり相談

依 頼	内 容
各務原市地権者	土地活用について
北方町地権者	土地区画整理事業地内における土地活用について
羽島市地権者	太陽光発電・施設の取り扱いについて
岐阜市地権者	岐阜市内における土地区画整理事業について

協会顧問弁護士への無償相談（弁護士相談の実績平成20年～27年）

市町名	施行区分	地区名	相談内容
高山市	団体	駅周辺	JR換地先工作物及び換地について
岐阜市	組合	正木西部	建物移転について
関市	組合	小瀬長池	保留地契約について
羽島市	団体	インター北	工作物補償について
羽島市	団体	駅北本郷	仮換地について
岐阜市	組合	正木西部	建物補償について
本巣市	市（設立前）	入会地	入会権について
恵那市	組合	大崎	供託について
多治見市	組合	神戸・栄	工作物補償について
多治見市	組合	神戸・栄	保留地処分、市助成要綱について
美濃市	市（設立前）	生櫛	事業認可前、反対地権者の対応について
土岐市	組合	妻木南部	仮換地指定に対する行政不服審査請求について
羽島市	市	江吉良	水路の付け替えについて
羽島市	団体	駅北本郷	審議会について

弁護士相談の手続きの流れ

	市町・組合	協会
①	・法律相談願い書（様式第1） 協会に提出	様式第1 協会へ提出
②		・相談内容の確認、資料請求 ・相談依頼書を顧問弁護士に提出し、 顧問弁護士との日程調整
③	顧問弁護士への相談	
④	・処理結果報告書（様式第2） 協会に提出	様式第3 協会へ提出

事例 (下呂市地域再生計画(案)) (平成27年12月時点)

1. 地域再生制度について

地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。

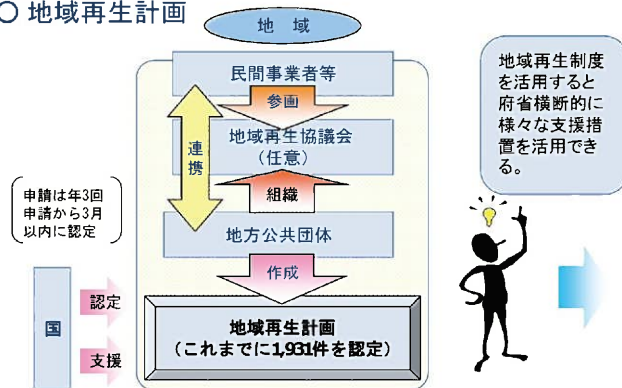
地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度 (地域再生法 (平成17年法律第24号))

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生計画



「地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)」(平成27年8月10日施行)

「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」形成
生活・福祉サービスを一定のエリア内に
集め、周辺集落と交通ネットワーク等で
結ぶ「小さな拠点」の形成を促進

企業の地方拠点強化の促進
・本社機能の移転・新増設を行う事業者に
対して支援措置
・農村地域への農業関連産業等の導入促進

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ①地域再生基盤強化交付金
 - ・道整備交付金
 - ・汚水処理施設整備交付金
 - ・港整備交付金
- ②地域再生支援利子補給金
- ③補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
- ④農地等の転用等の許可の特例※
 - ※「地域再生法の一部を改正する法律」で創設
(平成26年12月15日施行)
 - (その他・特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

■それ以外の連動施策

- ・地域再生戦略交付金※
- ※平成26年度補正、平成27年度当初予算に計上
- ・実践型地域雇用創造事業
- ・外国人研究者等に対する入国申請
手続に係る優先処理事業
- ・都市農村共生・対流総合対策交付金
- 内閣府—
- 厚生労働省—
- 法務省—
- 農林水産省—
- 等

内閣府地方創生推進室HPより

2. 下呂市地域再生協議会の目的について

市内の多くの観光資源は、広い市域に散在しています。これら地域の資源を活かして、市内各地域に観光客を誘導し、また、農林業など地元の産業とも結びつけることで、地域経済の活性化に繋げることができます。このため、ソフト、ハードの両面から地域再生を図ることが必要です。

そこで、地域再生協議会を発足し、下呂市のまちづくりの全体像を明確にするとともに、おおむね5年間の具体的な事業の推進計画の立案と、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関して必要な事項を協議することを目的とします。

1. 中心地にある遊休市有地(跡地)の有効活用により下呂市全体のプラットフォームとなる観光・物産(ひと・もの)の情報発信拠点としての機能を持つ新たな産業拠点づくりを協議します。

ただし、これまでに市民による研究会の開催や、施設の運営を見据えた民間関係団体による検討を重ねており、これらの議論を踏まえることとします。

2. 上記の拠点整備による下呂市全域の経済活性化、雇用の創出を積極的に進めるための仕組みづくりを協議します。

3. 下呂市地域再生協議会について

委員会の構成は以下のとおりです。

- 学識経験者……………1名 (地域再生法第12条第3項第2号)
 - 岐阜県……………2名 (地域再生法第12条第3項第2号)
 - 下呂市……………1名 (地域再生法第12条第2項第1号)
 - 地元代表者……………9名 (地域再生法第12条第3項第1号)
 - その他必要と認められる方……………2名 (地域再生法第12条第3項第2号)
- 合計 15名



第1回下呂市地域再生協議会



第2回下呂市地域再生協議会



第3回下呂市地域再生協議会

4. 下呂市地域再生協議会の主な流れ

- ・平成27年 4月 交付金の申請
- ・平成27年 6月 交付決定
- ・平成27年 8月 協議会委員の選出
- ・平成27年 9月 第1回協議会
- ・平成27年10月 第2回協議会
- ・平成27年12月 第3回協議会
- ・平成28年 1月 第4回協議会 (予定)、計画素案完成 (予定)
- ・平成28年 2月 国へ計画の事前協議 (予定)
- ・平成28年 3月 計画の申請 (予定)
- ・平成28年 5月 計画の認定 (予定)